**令和８年（フ）第２１１３号**
札幌市東区北27条東20丁目１番25―303号
債務者　及川　清子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２１５４号**
札幌市北区北24条西２丁目１番３―204号
債務者　眞鍋　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第２７８号**
北海道旭川市秋月２条２丁目６番20号　あさいコーポＡ202
債務者　星川　雄介
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
旭川地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第１９７号**
群馬県太田市由良町1013番地１　アストールＢ―201号
債務者　宮城　悠樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

**令和８年（フ）第４９５号**
相模原市中央区相模原７丁目７番４号　荒木第５ビル602
債務者　横田　佳子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**令和８年（フ）第５２６号**
相模原市中央区淵野辺１丁目19番２号　Ｔｈｅ　Ｖｏｙａｇｅｒ106
債務者　宮崎　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**令和８年（フ）第７５号**
新潟県妙高市大字大鹿404番地４
債務者　望月　初江
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

**令和８年（フ）第８４号**
岐阜県恵那市長島町中野1205番地52
債務者　水村まゆ美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**令和８年（フ）第４５号**
静岡県掛川市大池225番地の２　淡山荘Ⅲ102号室
債務者　中山　里美（旧姓黒田）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**令和８年（フ）第５６号**
静岡県周智郡森町谷中1223番地の１
債務者　井口　義朗
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**令和８年（フ）第５４２号**
愛知県豊田市神明町２丁目52番地　プリンセス豊田407号、旧住所名古屋市南区弥次ヱ町５丁目12番地の10　南区ひまわり
債務者　清水　昌栄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第５９７号**
愛知県刈谷市東刈谷町３丁目16番地11　パレスハートＢ棟２－１号
債務者　河村　康広
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第２１３号**
高知市桟橋通３丁目14番３号　ハイツ江央103号
債務者　釣井　栄基
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第２５７号**
高知県土佐市高岡町甲1048番地
債務者　西村　雅季
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第２６７号**
高知市横浜新町３丁目502番地２
債務者　岩本　和美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第２９９号**
高知市仁井田1103番地
債務者　仙頭　隆司
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第１８０号**
北海道中川郡幕別町札内北町34番地の12　プロヴァンスⅡ
債務者　髙橋　　哲
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係